## 令和7年度

# 償却資産(固定資産税)申告の手引き

市政各般にわたり、平素よりご協力をいただき厚くお礼申し上げます。 さて、令和7年度の償却資産(固定資産税)の申告時期となりましたので、この 「申告の手引き」を参考にして申告書を作成のうえ、提出してください。

### 提出期限

# 令和7年1月31日(金)

- ★ 提出期限が近づくと、窓口がたいへん混み合いますので、 早めの提出にご協力をお願いします。
- 申告書の記載方法は12~16ページの記載例を参照してください。
- 増減がない場合でも、申告書は必ず提出してください。
- 廃業や事業所の閉鎖などで、事業用資産がすべて無くなった方は必ず申告してください。市民税課へ閉鎖届を提出しても、すべての資産が無くなったとみなすことはできません。申告が無いと事業の用に供している資産を保有しているとみなされ、課税されることがあります。
- 申告書を郵送される方で、控の返送をご希望の場合は、切手を貼った返信用封筒を同封してください。

提出・問い合わせ先

〒036-8551 青森県弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市 財務部 資産税課 資産税係

(市民防災館2階 窓口番号: C-222)

電話番号 (直通)0172-40-7027

(代表) 0172-35-1111 (内線243.244)

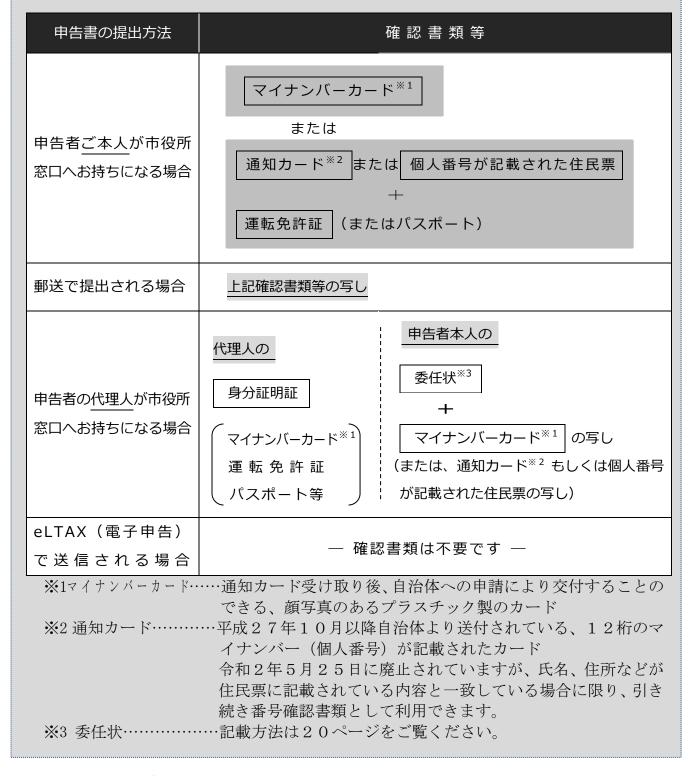
※ 岩木・相馬総合支所、各出張所では受付いたしません。

弘前市公式マスコット たか丸くん ------



# 申告者が個人の場合は、申告受付時に マイナンバー(個人番号)確認・身元確認をいたします。

● 提出方法により、確認させていただく書類・カード等が異なりますので、下表をご確認のうえ、申告書を提出してください。



◆ 申告者が**法人**の場合、確認書類等は不要です。

#### 1. 償却資産とは

償却資産とは、土地や家屋以外に事業の用に供している資産で、減価償却費が法人税法または所得税法の規定により損金または経費に算入されるものをいいます。ただし、権利・ソフトウェアなどの無形資産や自動車税・軽自動車税が課税されているものを除きます。

地方税法第383条により、毎年賦課期日(1月1日)現在で償却資産を所有する個人・法人は、資産の名称、取得価額等を市町村に申告する義務があります。

なお、「事業の用に供する」とは、所有者がその償却資産を自己の営む事業のために使用する 場合だけでなく、事業として他人に貸し付ける場合も含まれます。

#### 2. 申告が必要な方

1月1日現在、<u>弘前市内に</u>土地や家屋以外で事業の用に供する償却資産を所有している方は 申告が必要です。具体的には次のとおりです。

- ① 法人
- ② 個人事業主
- ③ 農林漁業者(自家消費用のみの方は除く)
- ④ 不動産を貸し付けている方(賃貸アパート、月極駐車場の経営など)
- ⑤ 市内の事業所等に償却資産を貸し付けている方(リース業など)

#### 3. 申告が必要な資産

1月1日現在において事業の用に供している資産を申告してください。また、次のような資産も申告が必要となります。

- ① 遊休又は未稼働の資産でも、すぐに事業の用に供することができるもの
- ② 簿外資産及び償却済み資産でも、事業の用に供しているもの
- ③ 資本的支出としての改良費(本体部分と分離して申告してください)
- ④ 決算期以後に取得された資産でまだ固定資産勘定に計上されていないもの

#### 4. 申告の必要がない資産

- ① 自動車税または軽自動車税の課税対象となるべきもの(実際に自動車税(種別割)が課税されている必要はありません) ※4・5ページを参照してください
- ② 無形減価償却資産(特許権、電話加入権、商標権、ソフトウェア等)
- ③ 繰延資産
- ④ 棚卸資産(貯蔵品、商品在庫等)
- ⑤ 果樹および家畜
- ⑥ 税務会計上で次のように取扱いをするもの
  - ・ 取得価額が10万円未満または使用可能期間が1年未満の資産で、取得価額全額を損金に算入するもの。
  - ・ 取得価額が20万円未満の資産で、法定耐用年数によらず3年で償却するもの(**一括償却**)。

#### 5. 取扱いが国税と異なるものについて

租税特別措置法などの定めによる次の国税上の特例等は、地方税である固定資産税には適用 されません。税務会計上で次の特例等を適用している資産は、通常の償却資産として申告する 必要がありますので、ご注意ください。

- ① 租税特別措置法の特例による取得価額30万円未満の資産の損金算入
- ② 特別償却·割増償却
- ③ 圧縮記帳 ※取得価額から補助金等相当額を控除することはできません。

#### 6. 償却資産の種類と主な資産

償却資産の種類と申告の対象となる主な資産は下の表のとおりです。

	種	類	主な資産
1	港筑协	構築物	緑化施設、庭園、塀、舗装道路及び舗装路面(アスファルト敷、 コンクリート敷)、発電・送電・放送用の塔・柱・配線等、広告塔、 ネオンサイン、競技施設、遊戯施設、用水用ダム、トンネル、橋、 防壁、堤防、やぐら、焼却炉、煙突、上水道、下水道、水槽、用 水池、打込み井戸、街路灯 など
1	11年来120	建物附属設備	賃借人(テナント等)が賃借建物に施工した内装、設備等家屋とならない車庫(カーポート等)や移動可能な物置等 ※ 建物の所有者が施工した建物附属設備は家屋として評価するものとば却資産として評価するものと区分されます(7ページ参照)。
2	機 械	<ul><li>装置</li></ul>	各種製造業の製造設備、ブルドーザー、パワーショベル等の自走 式作業用機械、サービス業用の設備 など
3	船	舟白	(省略)
4	航	空機	(省略)
5	構築物       機械・装量       船     免       航空	• 運 搬 具	構内運搬車、フォークリフト等の大型特殊自動車(ナンバープレートの分類番号が「0××」または「9××」のもの)。 ※ 自動車税・軽自動車税の課税対象となるフォークリフトや農耕用 小型特殊自動車、乗用車、トラック等、車載無線機、カーナビゲー ションシステム等は申告しないでください。 特殊自動車については、次ページを参照してください。
6	工具・	器具・備品	金型、測定又は検査工具、切削工具、治具及び取付工具、机、椅子、キャビネット、応接セット、陳列ケース、電気機器、ガス機器、事務機器、通信機器、時計、試験機器、測定機器、光学機器、広告器具、容器、金庫、理容・美容機器、医療機器、娯楽・スポーツ機器 など

#### ◆ 特殊自動車に対する課税について

運搬等に使うフォークリフトや土木建設作業に使うショベル・ローダ、また、農耕作業に使うトラクタなどは、特殊自動車に分類されます。この特殊自動車には小型特殊自動車(軽自動車税)と大型特殊自動車(固定資産税)があり、それぞれ異なる税金の対象になります。

次の表のとおり分類されますので、どの税金の対象となるかを確認して申告してください。

荷役運搬・土	 木建設作業用	農耕作	 乍業用	大型特殊自動車
ショベル・ローダ、	タイヤ・ローラ、	農耕トラクタ		ポール・トレーラ
ロード・ローラ、グ	`レーダ、ロード・			
スタビライザ、スタ	クレーパ、ロータ	農業用薬剤散布車	Ī.	国土交通大臣の指
リ除雪自動車、アス	スファルト・フィ			定する特殊な構造
ニッシャ、タイヤ・	ドーザ、モータ・	刈取脱穀作業車(	(コンバイン)	を有する自動車
スイーパ、ダンパ、	ホイール・ハン			
マ、ホイール・ブレ	ーカ、フォーク・	田植機		
リフト、フォーク	・ローダ、ホイー			
ル・クレーン、ス	トラドル・キャリ	国土交通大臣の打	旨定する農耕作業	
ア、ターレット式材	構内運搬自動車、	用自動車		
自動車の車台が屈打	折して操向する構			
造の自動車、国土を				
る構造のカタピラる	_ ,, , _ , , , , , ,			
よび国土交通大臣の	,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,,			
構造を有する自動車	<b>其</b>			
<u> </u>		<u> </u>	<u> </u>	
車両の				
・長さ 4.7m以下		最高速度	最高速度	
•幅 1.7m以下		35 k m/時	35 k m/時	
・高さ 2.8m以下		未満	以上	
・最高速度 15 k m	n/時以卜	1	1	
<b>→</b>	187-2	1. + × > + + 170 ).	1. 2. 2. 2. HITED. 1.	
全てを満たして	_	大きさに制限は	大きさに制限は	
いる場合	超える場合	ありません。	ありません。	
   小型特殊自動車	大型特殊自動車	小型特殊自動車	大型特殊自動車	
1. 王州小日朔平				j
 軽自動車税	 固定資産税	 軽自動車税	□□□□□ □□定資産税	* 固定資産税

※ 一般的にミニバックホウ、ミニパワーショベルと呼ばれるもの、また、乗用装置のある農作業用のトラクタや田植機など、軽自動車税の課税対象となる小型特殊自動車の場合は、償却資産として申告しないようご注意ください。

#### ◆ 農耕作業用トレーラの申告について

令和2年度から、償却資産として固定資産税の課税対象であった小型特殊自動車に該当する農耕作業用トレーラが、軽自動車税の課税対象となりました。

これから小型特殊自動車に該当する農耕作業用トレーラ (けん引するトラクタの最高速度が時速35km未満)を取得する方は、償却資産として申告せずに、軽自動車税として申告してください。なお、大型特殊自動車に該当する資産は、引き続き固定資産税(償却資産)の課税対象です。

#### 7. リース資産の取扱い

リース資産は、その契約の内容により、資産を貸している方が申告する場合と、実際に資産を借りて事業をされている方が申告する場合があります。リース資産の契約形態と申告が必要な方は下の表のとおりです。

リース契約の内容	資産を借りている方	資産を貸している方
オペレーティングリースや所有権移転外リース取引など、所有権が貸手側にあるもの。	不要	必要
所有権移転リース取引やリースバック取引 など、実質的には借手側への売買や融資と 認められるもの。	必要	不要

#### 8. 申告対象となる主な償却資産の例示(業種別)

業	種	重	資産の名称
共	道	通	パソコン、コピー機、ルームアコン、応接セット、看板、LAN設備等
製	造業	<b></b>	金属製品製造設備、食料品製造設備、旋盤、ボール盤、梱包機等
印	刷業	<b></b>	各種製版機及び印刷機、断裁機等
7-1-	÷u 41	ᄣ	ブルドーザー・パワーショベル・フォークリフト等の土木建設車両(軽自動車税
建	設業	<b></b>	の課税対象となるべきものを除く)、大型特殊自動車等
娯	楽    業	<b></b>	パチンコ器、ゲーム機、両替機、カラオケ機器、ボウリング場用設備等
料	理飲食店業	<b>美</b>	テーブル、椅子、厨房用具、冷凍冷蔵庫等
小	売業	業	陳列棚、陳列ケース(冷凍機又は冷蔵機付のものも含む)等
理	容·美容業	<b></b>	理容・美容椅子、理容・美容用洗面設備、消毒殺菌器、サインポール等
医	(歯)業	<b>美</b>	医療機器(レントゲン装置、手術機器、歯科診療ユニット、ファイバースコープ)等
ク	リーニング業	<b>美</b>	洗濯機、脱水機、乾燥機、プレス機、ボイラー、ビニール包装設備等
7	私 文 代 仏 光	ᄣ	受変電設備、発電機設備、蓄電池設備、中央監視設備、門・塀・緑化施設等の
小	動産貸付業	モ	外構工事、駐車場等の舗装等
駐	車場業	業	機械式駐車設備(ターンテーブルを含む)、舗装路面等
ガ	ソリンスタント	ド	洗車機、ガソリン計量器、独立キャノピー、防壁、地下タンク等
+	三儿、坎松兴	<u> </u>	客室設備 (ベッド、家具、テレビ等)、厨房設備、洗濯設備、音響設備、放送設備、
か	テル・旅館業	<b>天</b>	家具調度品、駐車場設備等

#### 9. 建物附属設備における家屋と償却資産の区分

地方税法及び条例の規定により、<u>家屋の所有者とは異なる者(賃借人・テナント等)が賃借</u> 建物に施工した内装・造作及び建物附属設備については償却資産として取り扱い、賃借人の方 が申告することになります。

家屋と建物附属設備の所有者が同一の場合、①特定の生産業務の用に供されるもの(工場における機械の動力配線設備等)、②独立した機器としての性格が強いもの(受変電設備等)、③ 構造的に簡単に取り外しができるもの(簡易間仕切り等)、④屋外に設置されている設備(電気の屋外配線等)などは、家屋評価における建築物とは区分して、償却資産として取り扱います。 区分を例示すると下の表のとおりです。

設備の種類	償却資産とするもの	家屋に含めるもの
発変電設備	自家用発電設備・受変電設備(配線等 を含む)	
動力用配線配管設備	特定の生産又は業務用設備	左記以外の設備
電灯照明設備	ネオンサイン、投光器、スポットライト、家屋と分離している屋外照明設備	屋内照明設備、配分電盤
電話設備	電話機、交換機等の装置・器具類	配線
インターホン設備	インターホン器具、マイクロホン、 アンプ等の装置・器具類	配線
電気時計設備	時計、配電盤等の装置・器具類	配線
火災通報装置	屋外の装置(配線を含む)	屋内の装置(配線を含む)
消火装置	消火栓設備のホース・ノズル、消火器	消火栓設備、スプリンクラー
中央監視制御装置	制御装置(配線を含む)	
避雷設備、換気設備、 衛生設備		設備一式
し尿浄化装置	右記以外の設備	家屋と一体になっている設備
給湯設備	局所式給湯設備	中央式給湯設備
ガス設備、給排水設備	特定の生産又は業務用設備 (配管を含む)、屋外設備	左記以外の設備
冷暖房装置	ルームエアコンディショナー	家屋と一体になっている設備
厨房装置、 洗濯設備	顧客の求めに応じる(百貨店、旅館、 飲食店、寮、病院等)サービス設備	サービス設備以外の設備
運搬設備	気送子	エレベーター、リフト、 エスカレーター設備
簡易間仕切	床から天井まで達しない程度のもの	床から天井まで達する程度のもの

<sup>(</sup>注) 一般的な区分の例示であり、必ずしもこの例示によらない場合があります。

#### 10. 課税標準の特例

地方税法第349条の3及び同法附則第15条に規定される一定の要件を備えた償却資産は、 課税標準の特例が適用され、固定資産税が軽減されます。

該当する償却資産を所有される方は、申告書備考欄、種類別明細書摘要欄、または別紙に、 該当資産および適用条項を明記のうえ、添付書類を添えて提出してください。

課税標準の特例の対象となる償却資産の例(一部抜粋)

適用条項		対象資産	特例率	添付書類
第 <b>25</b> 項 地	再生可能エネルギー 発電設備	電気事業者による再生可能 エネルギー電気の調達に関 する特別措置法に規定する 一定の再生可能エネルギー 発電設備(太陽光・風力・水 力・地熱・バイオマス) (設備の種類・規模により、 特例率等が異なります。詳細 はお問合せください)	3年間 1/3 ~ 7/12 (弘前市)	太陽光を除く発電設備の場合 ① 固定価格買取制度認定書の写し ② 特定契約書(電力会社と締結するもの)の写し 太陽光発電設備の場合政府の補助を受けて設備を取得したことを証する書類等の写し(固定価格買取制度の認定を受けたものは対象外となります)
方税法附則第15 第44項	認定先端設備	令和5年4月1日から令和7 年3月31日までの期間に、 中小企業者等が中小企業経 営強化法に規定する認定先 端設備等導入計画に従って 取得した先端設備等である 一定の機械装置、工具、器具 及び備品、建物附属設備並び に構築物 ※当該機械装置等のうち、租 税特別措置法に規定する 展 租者給与等支給額の増加に 係る事項として政令で定め るものが記載された認定設 備等導入計画に従って るものは適用期間・特例率 が変更となる	3年間 1/2 ※	① 認定先端設備等導入計画の認定書および申請書の写し② 認定先端設備等導入計画に関する確認書(認定支援機関確認書)③ 工業会証明書の写し(1月1日までに弘前市を出されている・芸術書の写し、「先端設備等導入計画」の申請・認定後が書の写し、「先端設備等導入計画」の申請・認定後が記記事を取得し、まず、認定後が記記事を取得して、当時書を調書を提出した。 おいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる はいる は

※ 掲載スペースの都合上、一部のみ抜粋し表示しております。ここに記載のないものや、 各対象資産の詳細については、法令集等でご確認ください。

〈法令検索〉電子政府の総合窓口: https://www.e-gov.go.jp

先端設備(法附則第15条第44項)の導入を検討されている方は、事前に弘前市産業育成課へご相談ください。

(電話) 0172-32-8106

〈参考 URL〉市ホームページ内「中小企業経営強化法に基づく先端設備導入計画の認定申請」 http://www.city.hirosaki.aomori.jp/sangyo/2018-0706-1033-108.html

#### 11. 課税のしくみと評価方法

- ① 1月1日現在における償却資産の所有者に課税されます。
- ② 課税標準額は、1月1日現在における償却資産の評価額で、償却資産課税台帳に登録されたものです。
- ③ 評価額は、取得価額に耐用年数に応じた減価残存率を乗じて算出します。 耐用年数表 (一部) は17~19ページに掲載しています。

前年中に取得した資産の評価額 = 取得価額 × 減価残存率(前年中取得)

前年前に取得した資産の評価額 = 前年度評価額 × 減価残存率(前年前取得)

なお、評価額は取得価額に5%を乗じた価額を下回りません。

④ 税額は、課税標準額に税率 (1.6%) を乗じて算出します。 課税標準額の合計が150万円に満たない場合は課税されません。

税額 = 課税標準額  $\times$  税率 (1.6/100)

⑤ 算出の結果、固定資産税が課税される方には、例年5月上旬に納税通知書を送付いたします。

#### 耐用年数に応じた減価率及び減価残存率(一部)

					スコナ、	<del></del>	
#1 HI		減価死	<b></b>	커田		減価を	<b></b>
耐用	減価率	前年中取得	前年前取得	耐用	減価率	前年中取得	前年前取得
年数		(A)	(B)	年数		(A)	(B)
				1 6	0. 134	0. 933	0. 866
2	0.684	0. 658	0. 316	17	0. 127	0. 936	0.873
3	0. 536	0. 732	0.464	18	0. 120	0. 940	0. 880
4	0. 438	0. 781	0. 562	19	0. 114	0. 943	0. 886
5	0. 369	0.815	0.631	2 0	0. 109	0. 945	0.891
6	0. 319	0.840	0.681	2 1	0. 104	0. 948	0. 896
7	0. 280	0.860	0.720	2 2	0. 099	0. 950	0. 901
8	0. 250	0.875	0.750	2 3	0. 095	0. 952	0. 905
9	0. 226	0. 887	0.774	2 4	0. 092	0. 954	0. 908
10	0. 206	0.897	0. 794	2 5	0. 088	0. 956	0. 912
1 1	0. 189	0. 905	0.811	2 6	0. 085	0. 957	0. 915
1 2	0. 175	0. 912	0.825	2 7	0. 082	0. 959	0. 918
1 3	0. 162	0. 919	0.838	28	0. 079	0. 960	0. 921
14	0. 152	0. 924	0, 848	2 9	0. 076	0. 962	0. 924
1 5	0. 142	0. 929	0.858	30	0.074	0. 963	0. 926

#### 12. その他

#### ◆ 注意事項

虚偽の申告をされた場合には、地方税法第385条により1年以下の懲役または50万円以下の罰金に処すことがあります。また、正当な理由がなく申告を怠った場合には、地方税法第386条及び弘前市税条例第44条により過料を課すことがあります。

#### ◆ 実地調査へのご協力について

地方税法第353条の規定により、申告書の記載内容に疑義がある場合や、申告期限を過ぎても申告のない場合には、事業所等を訪問し、資産の所有状況等について実地調査を行い、帳簿書類等の提出を求めることがあります。なお、この調査は脱税等の犯罪捜査ではなく、申告内容をより正確なものにするために実施するものです。職員が伺った際にはご協力をお願いいたします。

#### ◆ 減価償却明細書(写)提出のお願い

市では、適正な課税を図るため、申告されている償却資産の内容と法人税や所得税等の国税の申告作成にかかる資料とを照合しています。

つきましては、お手数をおかけしますが、電算処理による全資産申告をなされない方は、減価 償却明細書や固定資産台帳などで、減価償却の内訳(資産名称、取得年月日、耐用年数、数量) がわかる書類の写し(直近の決算期末のものでかまいません)を提出いただきますようお願いい たします。

なお、上記書類の提出は、償却資産申告書提出期限後でもかまいませんので、今回の申告年度内に提出されますようお願いいたします。

また、電算処理による全資産申告の方でも、実地調査の際には上記書類の提出を事前にお願いすることもありますので、その際はご協力をお願いいたします。

#### ◆ 耐用年数省令の改正(平成20年4月30日)について

「減価償却資産の耐用年数等に関する省令」の改正(平成20年4月30日施行)により、機械及び装置を中心に耐用年数区分の大幅な整理見直しが行われました。これにより、平成19年以前に取得した資産の評価では、平成21年度以降改正後の耐用年数を適用することとなりました。

なお、平成21年度課税分については、平成20年度評価額に改正後の耐用年数に応じた減価 残存率を乗じて評価額を算出しています。資産の取得時までさかのぼって改正後の耐用年数によ り再評価を行うものではありません。

#### ◆ 省令改正に伴う耐用年数変更の一覧表への記載方法

該当する耐用年数を二重線で消し、その上に改正後に適用する耐用年数を記入し、摘要欄には「省令改正」と記載して下さい。 ■ ■ ■

								₩.					
	資産番号	種	次帝の夕称, 坦牧, 刑士	粉旱	取	得時	期	耐用	取	得	価	安百	特例
	貝座留力	類		年	月	年数	ДХ	14	Т	額(円)	非課税		
1	00000001	2	レイソ゛ウソウチ	1	4	18	07	12 <del>10</del>		7,	500,	000	省令改正
1	00000002	2	リンコ゛ヒンシッケンサソウチ	1	4	18	10	10		12,	000,	000	
2. 1	2		0.3										A 11.

#### ◆ 平成19年以前に取得した資産を申告する場合の耐用年数の記載方法

増加明細書の耐用年数欄には改正後のものを記載し、改正前のものは摘要欄に「改正前〇年」と記載してください(14ページ記載例2、16ページ記載例4もご覧ください)。

#### 13. 提出書類と記載例

提出書類一覧 下表の網掛け部分の書類を提出してください。

延山		見 ! .	200月1日17月17月17月17月17月17月17月17日			-
				提出	書類	
				種類別	明細書	
			償却資産 申告書	増加資産・ 全資産用	減少資産用	僧却資産 細目一覧表
初めて申告され		前市内に資産を 有している場合	備考欄 「1.増減あり」 に O を つ け る	1 月 1 日現在 所 有 し て い る <u>資産すべて</u> を申告	不要	不要
口される方		前市内に資産を 頁していない場合	備考欄 「4. 該当資産なし」 に O を つ け る	不要	不要	不要
前年度に	前年中に	増加資産あり	備考欄 「1.増減あり」 に O を つ け る	前年中に増加した 資 産 を 記 載	不要	
引き続い	増減があ	減少資産あり	備考欄 「1.増減あり」 に O を つ け る	不 要	前年中に減少した 資産を記載	前年までの申告内容に
て申告さ	った場合	廃業・解散・閉鎖・ 市外への移転等	「3. 廃業·解散·閉鎖」 のうち、該 当 する ものに 〇をつけ、 年 月 日 を 記 入	不要	前年中に減少した 資 産 を記 載	訂 正 が ある場合のみ提出
れる方		年中に増減がかった場合	備考欄 「2.増 減 なし」 に 〇 を つ け る	不要	不要	
電申		処理によりされる方	評価額・決定価格・課税標準額を記載	評価額・決定価格・ 課税標準額を記載	(作成可能な場合は 提出願います)	不要

- ◆ 地方税の電子申告 (eLTAX) を利用することができます。(https://www.eltax.lta.go.jp/)
- ◆ 前年度に引き続いて申告される方で、申告書印字の住所、氏名等に変更又は誤りがある場合には、二 重線で取り消した上に正しいものを記入してください。
- ◆ 地方税法第349条の3及び同法附則第15条の規定により課税標準額の特例が適用される場合には、 条項および対象資産を明記のうえ、該当することを証する書類を添付してください。(8ページ参照)
- ◆ 「償却資産申告書」及び「種類別明細書」は当市ホームページからダウンロードできます。 ※ 紙の様式が必要な場合はご連絡ください。
- ◆ 当市への申告では、申告書や種類別明細書の「入力用」の用紙の提出は必要ありません。

#### 記載例1 償却資産申告書(償却資産課税台帳)

太枠内を記載してください。

- 1. 住所 (又は納税通知書送付先)
- 2. 氏名(法人にあってはその名称及び代表者の氏名)

#### 押印不要

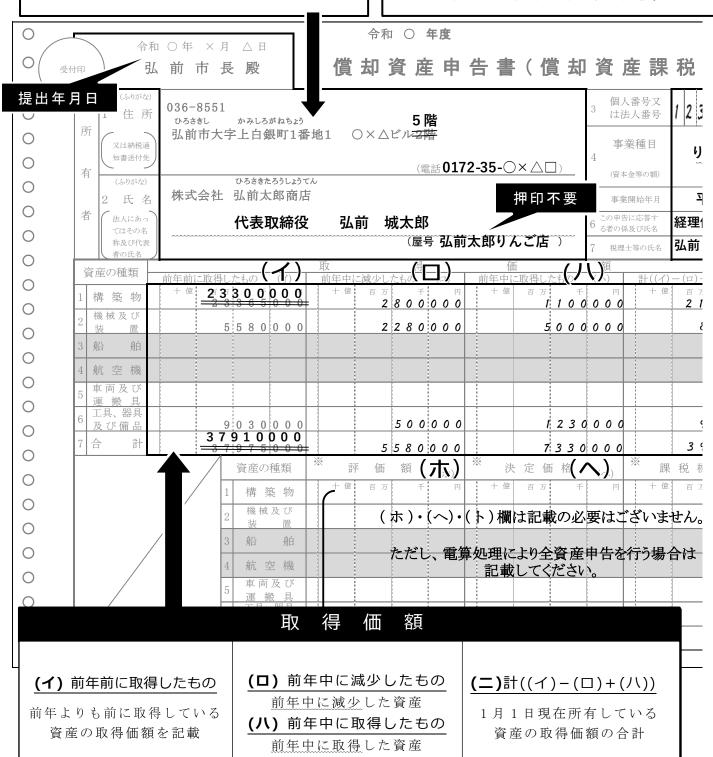
※任意で押印していただいても差し支えありませんが、押印の有無によって効力に影響が生じるものではありません。

#### 3. 個人番号又は法人番号

個人の場合は左端を1マス空け、 右詰めで12桁の番号を記載。 法人の場合は13桁の番号を記載。

4. 事業種目 (資本金等の額)

主な事業種目と資本金等の額を記載。



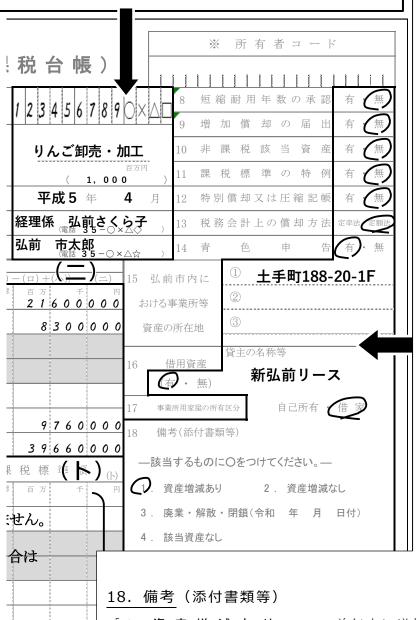
- ▶ 昨年までに申告があった方には、住所・氏名・取得価額(前年前に取得したもの(イ)の欄) を昨年までの申告に基づいて印字しています。
- 印字内容に修正がある場合は、二重線を引き、正しい内容を記載してください。

#### 5. 事業開始年月

6. この申告に応答する者の係及び氏名

7. 税理士等の氏名

電話番号も記載 してください。



#### 8. 短縮耐用年数の承認

承認がある場合には「承認通知 書」の写しを添付してください。

#### 9. 増加償却の届出

届出をしている場合には「届出 書」の写しを添付してください。

#### 10. 非課税該当資産

非課税に該当する資産は申告 に含めないでください。

#### 11. 課税標準の特例

適用資産を所有している場合 は、備考欄・空欄へその旨を記載 し、必要書類を添付してください (参考:8ページ)。

#### 12. 特別償却又は圧縮記帳

特別償却・圧縮記帳は償却資産 の評価では認められていません。 圧縮前の価額等で申告してくだ さい。

#### 13. 税務会計上の償却方法

#### 14. 青色申告

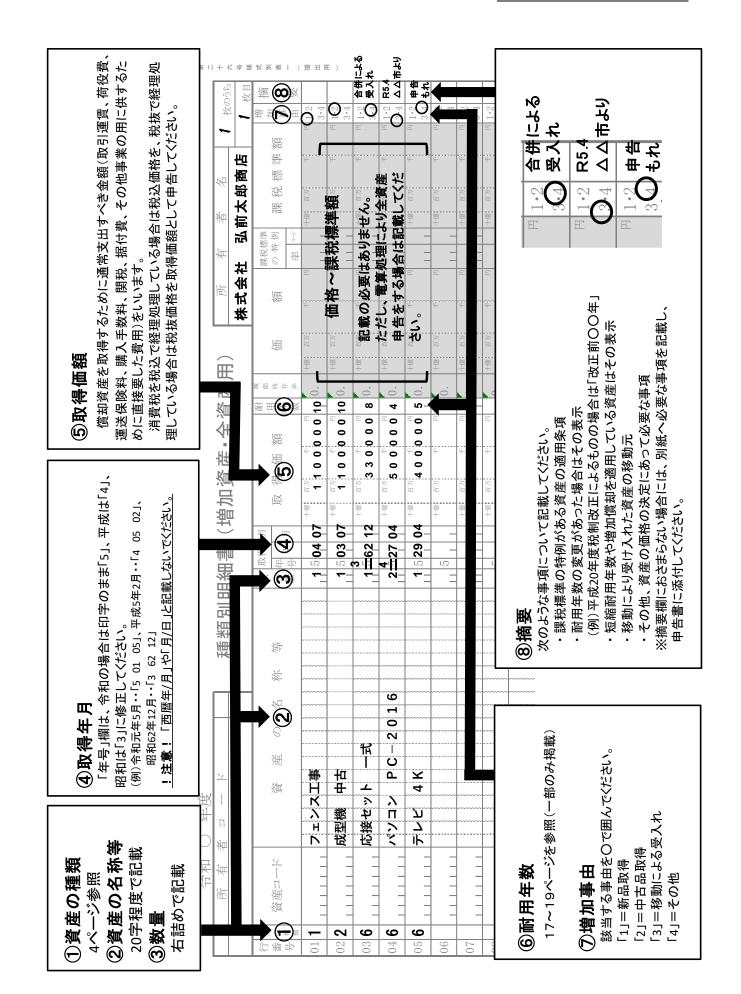
#### 15弘前市内における事業所等資産の所在地

「1. 住所」欄に記載した住所 と、弘前市内の事業所等、資産の 所在地とが異なる場合には記載 してください。

#### 16. 借用資産

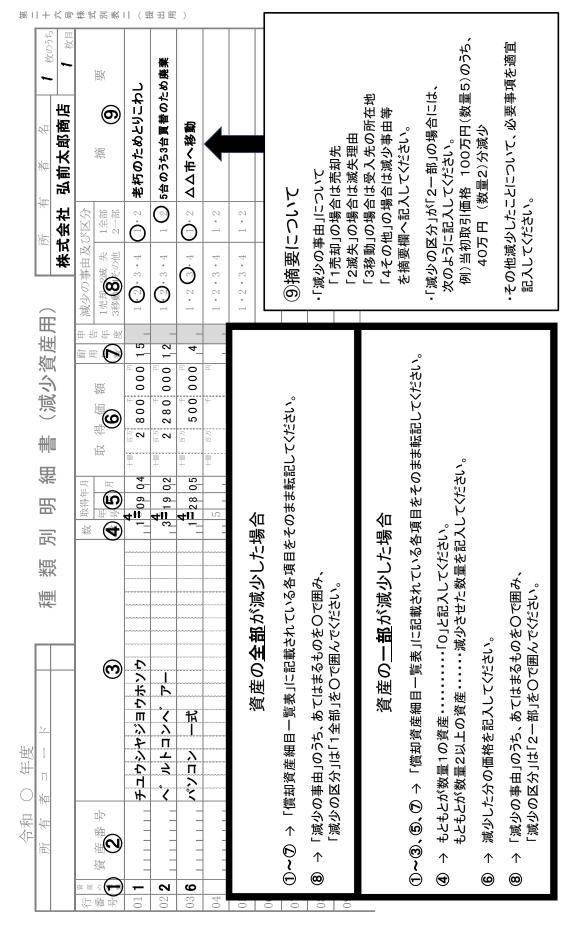
#### 17. 事業用家屋の所有区分

- 「1. 資産増減あり」 前年中に増加または減少した資産がある場合
- 「2. 資産増減なし」 前年中に増加または減少した資産がない場合
- 「3. 廃業・解散・閉鎖」 該当するものを○で囲み、年月日を記載
- 「4. 該 当 資 産 な し」 申告すべき資産を所有していない場合
  - ※ その他、次のような事項について記載してください。 ・「短縮耐用年数承認書」の写し等、添付書類の名称
  - ・非課税・課税標準の特例に該当する資産を所有している場合、その適用条項 ・その他、この申告に必要な事項や、評価について参考となる事項



前年までに申告があった方には、「償却資産細目一覧表」を送付いたします。「償却資産細目一覧表」に記載されている資産のうち、 前年中に減少した資産の内容を転記してください。

資産の種類・名称・取得価額などの修正は、一覧表の訂正(16ページ記載例4)によりお知らせください。 **※** 



記載事項に訂正のある場合は、下記のように修正して提出してください。 前年度までの申告内容を印字しています。

		<u> </u>	内容を記載してください。	<ol> <li>1 正の内容を、「特例 非課税」</li> <li>欄、または各行の右側の余白へ記</li> </ol>	載してください。 余白が足りず、書ききれないと	きは、別紙に訂正内容を記載し添付エスか、由生書「18 価多」欄	ころの、十日首・この語るに入る記載してください。		
置表 ————————————————————————————————————	特例 非課税	  出		2.	<del>     </del>	#U #V		<b>二</b>	
劫資産細目一覧		1,500,000 = <del>1,885,000</del>	12,000,000	3,800,000 <b>省令 改正</b>	1,000,000 <b>訂正</b>	500,000	300,000 <b>訂正</b>	250,000 <b>TE</b>	
償	取得時期 <sub>耐用</sub> 号 年 月 <sup>年数</sup>	4 20 04 15	4 20 04 15	4 10 06 <del>18</del>	4 24 04 5		4 13 05 8	4 28 08	
( 4 分 ) 在 分 )	型式 数量	1	1	5	. <b>016</b> <sup>1</sup>	1	1	1	
度の資産(昨年申和 公年1月1日現	種 類 質産の名称・規格・型式	7 ロックヘ・イ	チュウンャンョウホソウ	ヘルトコンヘブアー	。 コピーキP2016	3 ハンコンイッシキ	キャビネット	ショセツキ	
恒年	(資産番号) (大学)	00000001 1	00000002 1	00000003 2	00000004 6	00000000 6	9 90000000	9 20000000	
0 (	0 0	0 (	0 0	0 (	) 0	0 (	) 0	0 (	)

下記のように区別して記載してください。 耐用年数の訂正について

前年度までの申告内容により作成しておりますので、今年度より初めて申告される方には送付されません。

訂正のない方は、この「償却資産細目一覧表」の提出は不要です。

**\* \*** 

申告当初より誤った耐用年数で申告していた場合…………「(耐用年数) 平成20年省令改正により耐用年数が変更となった場合……「省令改正」

#### (資料1)機械及び装置以外の有形減価償却資産の耐用年数(一部)

<u>親</u> _		構造または用途 細目	耐用 年数	種類		構造または用途 細目	耐用 年数
	電気	設備(照明設備を含む)			金属造のもの	の(前掲のものを除く。) ※一部省略	
		<b>蓄電池電源設備</b>	6			サイロ	22
		その他のもの	15			送配管	
		水又は衛生設備及びガス設備 	15			鋳鉄製のもの	30
	冷房	、暖房、通風又はボイラー設備 				<b>鋼鉄製</b> のもの	15
		冷暖房設備(冷凍機の出力が 22kw 以下のもの)	13	.		ガス貯そう	
		その他のもの	15			液化ガス用のもの	10
儘	昇降			_		その他のもの	20
物		エレベーター	17			薬品貯そう	
附層		エスカレーター	15			塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他発煙性を有する無機酸用のもの	8
設	消火	、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備	8			有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	10
備	エア・	ーカーテン又はドアー自動開閉設備	12	- 1:00		アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	15
全	アー	ケード又は日よけ設備		構築		水そう及び油そう	
郎		主として金属製のもの	15	築物(一		鋳鉄製のもの	25
載		その他のもの	8	<u> </u>		鋼鉄製のもの	15
_	店用	簡易装備	3	部掲		飼育場	15
		間 仏 河か		載		つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレー	10
	円 期	間任知り		۳		N	10
		簡易なもの	3	1		露天式立体駐車設備	15
		その他のもの	15	1		その他のもの	45
	前場	のもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	† <del></del>	1	合成樹脂浩	のもの(前掲のものを除く。)	10
	# おかけ M で で は かけ M で で で で で で で で で で で で で で で で で で	主として金属製のもの	18	1		・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	† <u>-</u> -
		その他のもの	10	1		橋、塔、やぐら及びドッグ	15
	農林	業用のもの	<u> </u>	1			10
	με·ri*;	   主としてコンクリート造、れんが造、石造、ブロック造のもの	<del> </del>	1		飼育場	7
		果樹棚又はポップ棚	14			四月初   その他のもの	15
		その他のもの	17		が堪のもの「	」とい <u></u> というという。 以外のもの及び前掲の区分によらないもの	10
		主として金属造のもの	14	-	HILIMANOSONS	主として木造のもの	15
			5	-		その他のもの	
		上巻された	·	ф/L	<b>b</b> 4	, - ,-	50
		土管を主としたもの	10	船	舶	※全部省略	ΗΞ
	ماد ماد	一その他のもの	8	航	空機	※全部省略	
	広告		20			軌道用車両(架空索道用搬器を含む。) ※全部省略	<u> </u>
		金属造のもの その他のもの    と施設及び庭園   工場緑化設備		-		(この項には、別表第二に掲げる減価償却資産に含ま	_
					れるブルドー	-ザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械並び	
	緑化			1	にトラクター	及び農林業用運搬機具を含まない。) ※全部省略	
				車両		、貸自動車用又は自動車教習所用の車両及び運搬具	·
			7	及び			
	ANUL	その他の緑化施設及び庭園(工場緑化施設に含まれるものを除く。)	20	温		を除く。) ※全部省略	
	舗装:	道路及び舗装路面 		搬	前掲のものり	以外のもの ※自動車等を省略 	ļ
		コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの	15	人		自転車	2
		アスファルト敷又は木れんが敷のもの	10	II —		フォークリフト	4
		ビチューマルス敷のもの	3	部掲載		トロッコ	
	鉄骨鉄	k筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの(前掲のものを除く。)※一部掲載		載		金属製のもの	5
築		岸壁、さん橋、防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、	50	_		その他のもの	3
囫		防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう及び用水用ダム				その他のもの	
		サイロ	35	1		自走能力を有するもの	7
り	店可前農 広緑 舗 鉄 11く。 れ石 は で	フィート   フィート	35	1		その他のもの	4
建物附属設備(全部掲載)	「小児、足犬及び船斗が   爆発物用防壁及び防油堤	25	┢	測定工具及	1	5	
	漆光物用的壁及い的曲差 クリート造又はコンクリートブロック造のもの(前掲のものを除	20	1	測定工具及び検査工具(電気又は電子を利用するものを含む。)			
	/ッーr坦スはユイクッ <b>ー</b> Fノロック垣のもの(削機のものを除			治具及び取	付工具	3	
	10/	やぐら及び用水池	40	1	ロール		<del> </del>
			30	1		金属圧延用のもの	1
		岸壁、さん橋、防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波	30				4
		堤、トンネル、上水道及び水そう		-	Title ( Title 1 to 1 to 1	なつ染ロール、粉砕ロール、混練ロールその他のもの	3
		下水道、飼育場及びへい	15	-	型(型枠を含 	で。)、鍛圧工具及び打抜工具	<b></b>
		爆発物用防壁	13			プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、	2
		引湯管	10			ゴム又はガラス成形用金型及び鋳造用型	
		鉱業用廃石捨場	5	エ		その他のもの	3
		その他のもの	40		切削工具		2
	れん	が造のもの(前掲のものを除く。) ※全部省略		具	金属製柱及	びカッペ	3
	石造	のもの(前掲のものを除く。) ※全部省略		(全部掲	活字及び活	字に常用される金属	
	土造			掲		購入活字(活字の形状のまま反復使用するものに限る)	2
		防壁(爆発物用のものを除く。)、堤防、防波堤及び自動車道	40	載		自製活字及び活字に常用される金属	8
		上水道及び用水池	30	1	前掲のものり		1
		下水道	15	1		白金ノズル	13
		~V	20	1		その他のもの	3
			17	1	前掲の区分	: といことの : : : : : : : : : : : : : : : : : : :	†
		その他のもの	40	1	110140-167/1	白金ノズル	13
		トでも一回できない	4±∪	1	ĺ	H 3K \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	1 19
		- 2.2. (12	•	1		その他の主として金属側のもの	Q
		のうち以下のものを省略しています。 用又は軌道業用のもの、その他の鉄道用又は軌道用のもの、系	×			その他の主として金属製のもの その他のもの	8

種 類	構造または用途 細目	耐用 年数	種類	質	耐用 年数
1	家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品(他の項に掲げるものを除く)		-	6 容器及び金庫	
	事務机、事務いす及びキャビネット			ボンベ	_
	主として金属製のもの	15		溶接製のもの	6
	その他のもの 応接セット	8	-	鍛造製のもの 塩素用のもの	8
	が 夜 セット 接客業用のもの	5			10
	安谷未用のもの	8		ドラムかん、コンテナーその他の容器	10
	ての他のもの		-	大型コンテナー(長さが六メートル以上のものに限	
	ベット	8		る。)	7
	児童用机及びいす	5	1	その他のもの	
	陳列だな及び陳列ケース		1	金属製のもの	3
	冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6		その他のもの	2
	その他のもの	8		金庫	
	その他の家具		1	手さげ金庫	5
	接客業用のもの	5			20
	その他のもの			7 理容又は美容機器	5
	主として金属製のもの	15			Ü
	その他のもの	8		8 医療機器	
	ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	5	-	消毒殺菌用機器	4
	カラ用または暖房用機器	6	-	手術機器	<del></del> 5
	竹房用または坂房用機器   電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器		-		7
	<b>电</b> 双行隊庫、电双元催懐での他におりに残りる电双人はルク懐帝	6	-	血液透析又は血しょう交換用機器 ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓	
	氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー(電気式のものを除く)	4		無機器	6
	カーテン、座布団、寝具、丹前その他これらに類する繊維製		1		
	品	3	1	調剤機器	6
	じゅうたんその他の床用敷物		1	歯科診療ユニット	7
	1 - 7 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -			<b>四</b> 十1 <i>D</i>	<b>:</b>
<u> </u>	小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は 劇場用のもの	3	1	光学検査機器	
		_			
	その他のもの	6	-	ファイバースコープ	6
	室内装飾品			その他のもの	8
.	主として金属製のもの	15	器	1 - 1 - 1	
	その他のもの	8		レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
	食事又はちゅう房用品		具	と 移動式のもの、救急医療用のもの及び 自動血液分析器	4
	陶磁器製又はガラス製のもの	2		日製皿依刃が器	6
		5	及	2	О
i	その他のもの	5	-	その他のもの	
	その他のもの		ぴ	陶磁器製又はガラス製のもの	3
	主として金属製のもの	15			10
2	その他のもの	8	備	その他のもの	5
2	事務機器及び通信機器		-["	9 娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	
	謄写機器及びタイプライター		品		8
	孔版印刷又は印書業用のもの	3	I_	/ ハフ ノコ奋、C ノコ奋 C の1世 これりに 類 9 Q 本 駅 川 共 及 い 外 町 川 共	2
	その他のもの	5	全部	ご、しょうぎ、まあじゃん、その他の遊戯具	5
	電子計算機				3
	パーソナルコンピュータ(サーバー用のものを除く)	4	掲載)	劇場用観客いす	3
	その他のもの	5	ľ	どんちょう及び幕	5
	複写機、計算機(電子計算機を除く。)金銭登録機、タイムレ	5		衣しょう、かつら、小道具及び大道具	2
	ーダーその他これらに類するもの		1	その他のもの	
	その他の事務機器	5		主として金属製のもの	10
	テレタイプライター及びファクシミリ	5		その他のもの	5
	インターホン及び放送用設備	6		10 生物	
	電話設備その他の通信機器			植物	
	デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6		貸付業用のもの	2
	その他のもの	10		その他のもの	15
3	時計、試験機器及び測定機器		1	動物	
	時計	10	1	魚類	2
	度量衡器	5	1	鳥類	4
	試験又は測定機器	5	-1	その他のもの	8
	光学機器及び写真制作機器		1	11 前掲のもの以外のもの	
4	元子機器及い子具制作機器 オペラグラス	2	1	映画フィルム(スライドを含む。)、磁気テープ及びレコー	2
	カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5	1	シート及びロープ	2
			-		
	引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	8	-1	きのこ栽培用ほだ木	3
э	看板及び広告器具		-	漁具 # # # # # # # # # # # # # # # # # # #	3
	看板、ネオンサイン及び気球	3	-	<b>葬儀用</b> 具	3
	マネキン人形及び模型	2	-	楽器	5
	その他のもの		1	自動販売機(手動のものを含む。)	5
	主として金属製のもの	10	1	無人駐車管理装置	5
	その他のもの	5	1	焼却炉	5
注意	<del>^</del>			その他のもの	
	ιン 1及び2は「滅価償却資産の耐用年数等に関する省令」別表第1及	び別表			10
	エグい 2は、砂画資本資産の耐力干象 寺に関うる音で了が収免エグ 基に作成しましたが、掲載スペースの都合上、償却資産の課税対象			その他のもの	5
ない	もの(「建物」の全部や「車両及び運搬具」の一部)や、使用頻度が促	いもの		12 前掲する資産のうち、当該資産について定められている前掲の耐	
	ては記載を省略しています。ここに記載の無いものや他の別表につ	いては		用年数によるもの以外のもの及び前掲の区分によらないもの	
	を滅価償却に関する書籍等で確認してください。 ・ なぶ、ス・トナー・パー・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・		1	主として金属製のもの	15
ボヤブ	『一タベース:https://www.e-gov.go.jp(電子政府の総合窓口)		1	その他のもの	8
			1	; C. F. Ind. F. O. F.	,

#### (資料2)機械及び装置の耐用年数

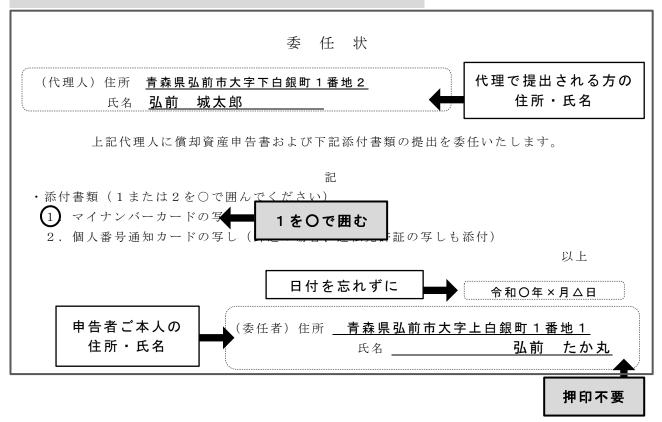
番号	資産の種類及び細目 耐用 番 資産の種類及び細目 年数 号		資産の性類及の和日	耐用 年数	
1	食料品製造業用設備	10	29	鉱業、採石業又は砂利採取業用設備	
3	飲料、たばこ又は飼料製造業用設備	10	4	石油又は天然ガス鉱業用設備 抗井設備	3
3	繊維工業用設備   炭素繊維製造設備   黒鉛化炉	3		堀さく設備 その他の設備	6 12
		7		その他の設備	6
	その他の設備		30	An a second seco	6
4	木材又は木製品(家具を除く。)製造業用設備	7 8	31	電気業用設備	<u> </u>
5	家具又は装備品製造業用設備	11	1	電気業用水力発電設備	22
6	パルプ、紙又は紙加工品製造業用設備	12	1	その他の水力発電設備	20
7	印刷業又は印刷関連業用設備			汽力発電設備	15
	デジタル印刷システム設備	4		内燃力又はガスタービン発電設備	15
	製本業用設備	7		送電又は電気業用変電若しくは配電設備	
	新聞業用設備 モノタイプ、写真又は通信設備	3		需要者用計器	15
	その他の設備	10		柱上変圧器	18
	その他の設備	10	4	その他の設備	22
8	化学工業用設備			鉄道又は軌道業用変電設備 その他の設備 主として金属製のもの	15 17
	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備 塩化りん製造設備	5 4		その他のもの	8
	活件炭製造設備	5	32	ガス業用設備	-
	ゼラチン又はにかわ製造設備	5	02	製造用設備	10
	半導体用フォトレジスト製造設備	5	1	供給用設備	22
	フラットパネル用カラーフィルター、偏光板又は偏光板用フィ	<u> </u>	1	鋳鉄製導管以外の導管	13
	ルム製造設備	5		需要者用計量器	13
	その他の設備	8	1	その他の設備	15
9	石油製品又は石炭製品製造業用設備	7		その他の設備 主として金属製のもの	17
10	プラスチック製品製造業用設備(他の号に掲げるものを除く。)	8		その他のもの	8
11	ゴム製品製造業用設備	9	33	熱供給業用設備	17
12	なめし革、なめし革製品又は毛皮製造業用設備	9	34	水道業用設備	18
13	窯業又は土石製品製造業用設備	9	35	通信業用設備	9
14	<b>鉄鋼業用設備</b> 		36	放送業用設備	6
	表面処理鋼材若しくは鉄粉製造業又は鉄スクラップ加工処理	5	37	映像、音声又は文字情報製作業用設備	8
	1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 - 1 -		38	鉄道業用設備 「白彩み付け場際	
	純鉄、原鉄、ベースメタル、フェロアロイ、鉄素形材又は鋳鉄 管製造業用設備	9		自動改札装置その他の設備	5
	その他の設備	14	20	道路貨物運送業用設備	12 12
15		14	40	倉庫業用設備	12
10	核燃料物質加工設備	11	41	運輸に附帯するサービス業用設備	10
	その他の設備	7	42 飲食料品卸売業用設備		10
16	金属製品製造業用設備		43	建築材料、鉱物又は金属材料等卸売業用設備	
	金属被覆及び彫刻業又は打はく及び金属製ネームプレート			石油又は液化石油ガス卸売用設備(貯そうを除く。)	13
	製造業用設備	6		その他の設備	8
	その他の設備	10		飲食料品小売業用設備	9
17	はん用機械器具(はん用性を有するもので、他の器具及び備品並		45	その他の小売業用設備	
	びに機械及び装置に組み込み、又は取り付けることによりその用に供されるものをいう。)製造業用設備(第20号及び第22号に掲げるものを除く。)	12		ガソリン又は液化石油ガススタンド設備	8
				その他の設備主として金属製のもの	17
10			40	その他のもの	8
18	生産用機械器具(物の生産の用に供されるものをいう。)製造業用     設備(次号及び第21号に掲げるものを除く。)		46	技術サービス業用設備(他の各号に掲げるものを除く。) 計量証明業用設備	8
	金属加工機械製造設備	9		その他の設備	14
	その他の設備	12	47	the NY We begin the	10
19	業務用機械器具(業務用又はサービスの生産の用に供されるもの (これらのものであって物の生産の用に供されるものを含む。)をいう。) 製造業用設備(第17号、第21号及び第23号に掲げるものを除く。)			飲食店業用設備	8
			49	洗濯業、理容業、美容業又は浴場業用設備	13
			50	その他の生活関連サービス業用設備	6
20	電子部品、デバイス又は電子回路製造業用設備		51	娯楽業用設備	
	光ディスク(追記型又は書換え型のものに限る。)製造設備	6		映画館又は劇場用設備	11
	プリント配線基板製造設備	6	1	遊園地用設備	7
	フラットパネルディスプレイ、半導体集積回路又は半導体素	5		ボウリング場用設備	13
	子製造設備			その他の設備 主として金属製のもの	17
	その他の設備	8	<u> </u>	その他のもの	8
21	電気機械器具製造業用設備	7	52	教育業(学校教育を除く。)又は学習支援業用設備	
22 23	情報通信機械器具製造業用設備 輸送用機械器具製造業用設備	8 9	-	教習用運転シュミレータ設備 その他の設備 主として金属製のもの	5
24	特区内機械が兵役追案用設備   その他の製造業用設備	9	1	その他のもの	17
25	農業用設備	7	53	自動車整備業用設備	8 15
	11 M = 10 M	5	54	その他のサービス業用設備	12
	漁業用設備(次号に掲げるものを除く。)	5	55	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	
		5	1 -	機械式駐車設備	10
			1	プルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用	
	※ 今如但卦			機械設備	8
※ 全部掲載				その他の設備 主として金属製のもの	17
				その他のもの	8

#### 14. 委任状の記載方法

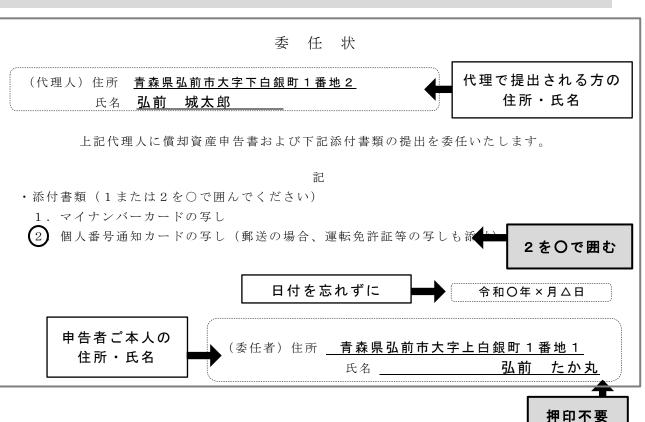
申告者以外の方が個人番号を記入した申告書を提出される場合、委任状が必要です。

◆ 右ページを切り取ってご提出ください。 (同様の内容であれば、任意の用紙でもかまいません。)

#### 記載例 I マイナンバーカードの写しを添付される方



#### 記載例 I 個人番号の通知カードの写しおよび運転免許証の写しを添付される方



#### 委 任 状

(代理人) 住 所					
氏 名 .					
上記代理人に償去	『資産申告書および	下記添付書類の抗	是出を委	任いたし	ます。
		記			
1. マイナンバ	たは2を○で囲んて ーカードの写し 知カードの写し(垂		免許証等	等の写しも	)添付)
					以上
		令和	年	月	日
	(委任者) 住 所				



氏 名 \_\_\_\_\_

郵便で申告書を提出される方は、 切り取って宛名としてご利用ください。

------ \*\* キリトリ \*\*

 $0\ 3\ 6\ -\ 8\ 5\ 5\ 1$ 

青森県弘前市大字上白銀町1番地1

弘前市 資産税課 宛



償却資産申告書在中

# ☞ 提出の前に、もう一度ご確認ください

□ 申告書へ連絡先の電話番号を記入していますか?
□ 個人の申告書を代理人が提出する場合、委任状を添付していま
すか?( $ ightarrow$ p.20 $\sim$ 21 )
□ <b>フノ</b> よく ボー <i>「</i> /   □   エロロ   オーエロ   <b>ノ</b> は ココー テい ナナかっ
□ マイナンバー(個人番号・法人番号)は記入していますか?
□ 番号・身元 <u>確認書類</u> はありますか?( → p.2 )
□ 種類別明細書(増加資産・全資産用)に、記入もれはありませんか?
□ 取得年月は和暦で正しく「年・月」が記入されていますか?
□ 耐用年数は記入していますか?
□ 申告対象外の資産を申告していませんか? ( → p.3 ~ p.7 )
□ 申告不要な家屋や、小型特殊自動車などはありませんか?
□ 課税標準の特例が適用される資産がありますか?
□ 新たに課税標準の特例が適用される資産を申告する場合、
□ 郵送で提出される場合、返信用の封筒を同封していますか?
□ 返信用封筒に <u>切手</u> は貼っていますか?
🗆 控の返送が不要な方は、返信用封筒の同封は要りません。 🧪



青森県 弘前市